

**平成25年 第1回**

**仁木町議会臨時会会議録**

**開 会 平成25年4月30日**

**閉 会 平成25年4月30日**

**仁 木 町 議 会**

## 平成25年第1回仁木町議会臨時会議事日程

- 
- ◆日 時 平成25年4月30日（火曜日）午前10時30分 開会  
◆場 所 仁木町役場 3階議場
- 

### ◆議事日程

- 日程第1 議席の指定  
日程第2 会議録署名議員の指名  
日程第3 議会運営委員会委員長報告  
日程第4 会期の決定  
日程第5 諸般の報告  
日程第6 行政報告  
日程第7 承認第1号 専決処分事項の承認について  
平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）  
日程第8 承認第2号 専決処分事項の承認について  
平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）  
日程第9 承認第3号 専決処分事項の承認について  
平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）  
日程第10 承認第4号 専決処分事項の承認について  
平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）  
日程第11 議案第1号 平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）  
日程第12 議案第2号 平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第13 議案第3号 仁木町税条例の一部を改正する条例制定について  
日程第14 議案第4号 仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について  
日程第15 議案第5号 仁木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

## 平成25年第1回仁木町議会臨時会会議録

開 会 平成25年 4月30日 午前10時30分  
閉 会 平成25年 4月30日 午後 2時00分

議 長 山 下 敏 二 副 議 長 横 関 一 雄

## 出席議員（8名）

2 番 住 吉 英 子 3 番 嶋 田 茂 4 番 宮 本 幹 夫  
5 番 大 野 雅 義 6 番 林 正 一 7 番 上 村 智 恵 子  
8 番 横 関 一 雄 9 番 山 下 敏 二

## 欠席議員（1名）

1 番 野 崎 明 廣

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	三 浦 敏 幸	教育委員会委員長	高 木 僚 一
副 町 長	吉 本 潔	教 育 長	角 谷 義 幸
総 務 課 長	岩 井 秋 男	教 育 次 長	嶋 井 康 夫
財 政 課 長	岩 佐 弘 樹		
会 計 管 理 者	鹿 内 力 三		
企 画 課 長	鈴 木 昌 裕		
住 民 課 長	門 脇 吉 春		
ほ け ん 課 長	泉 谷 享		
農 政 課 長	川 北 享		
建 設 課 長	林 典 克		

## 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇  
議 事 係 主 任 松 岡 亜 希

## 開 会 午前10時30分

---

### 開 会 宣 告

---

○議長（山下敏二）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、8名です。

野崎明廣議員より欠席する旨の届け出がありました。

定足数に達していますので、只今から平成25年第1回仁木町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです

---

### 日程第1 議席の指定

---

○議長（山下敏二）日程第1『議席の指定』を行います。

去る4月21日執行の仁木町議会議員補欠選挙で当選された野崎明廣君の議席は、仁木町議会会議規則第3条第2項の規定により、1番に指定します。

---

### 日程第2 会議録署名議員の指名

---

○議長（山下敏二）日程第2『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、4番・宮本君及び5番・大野君を指名します。

---

### 日程第3 議会運営委員会委員長報告

---

○議長（山下敏二）日程第3『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。上村委員長。

○議会運営委員会委員長（上村智恵子）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本臨時会を開催するにあたり、本日4月30日火曜日に議会運営委員会を開催し、平成25年度第1回仁木町議会臨時会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まず始めに付議事件について、申し上げます。本臨時会には、承認4件、議案5件の合計9件が付議されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第1・議席の指定、日程第2から第6までは、これまでと同様に進めます。日程第7から第10の専決処分、日程第11から第12の補正予算、日程第13から第15の条例改正については、いずれも即決審議をお願いいたします。

次に、会期について申し上げます。平成25年第1回仁木町議会臨時会招集日は、本日4月30日火曜日。会期は、開会が4月30日、閉会が4月30日の1日限りといたします。

最後に、その他事項として当面する行事予定については、お手元に配布のとおりでございます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（山下敏二）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

---

#### 日程第4 会期の決定

---

○議長（山下敏二）日程第4『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日4月30日の1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日4月30日の1日限りとすることに決定しました。

---

#### 日程第5 諸般の報告

---

○議長（山下敏二）日程第5『諸般の報告』を行います。

最初に、議員の異動について報告します。平成25年4月21日執行の仁木町議会議員補欠選挙において、野崎明廣君が当選されました。

また、仁木町議会委員会条例第6条第4項の規定に基づき、閉会中の4月22日に総務経済常任委員会委員及び議会改革特別委員会委員に野崎君を、議長指名により選任しました。本日欠席をしておりますが、野崎君には仁木町議会議員として、仁木町の発展とこれからの町づくりのためご尽力いただくことを大いに期待しております。

次に、本臨時会に地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者はお手元に配布のとおりです。監査委員から例月出納検査報告書、平成25年第1回が提出されております。内容はお手元に配布のとおりです。

次に、平成25年第1回定例会以降の議長の活動報告を印刷し、お手元に配布しております。大雪に見舞われたこの冬も日増しに雪解けが進み、果樹園の新緑がまばゆい季節となりました。これからが農作業の本番となり、果実とやすらぎの里にもようやく活気がみなぎってきたと実感するところであります。4月に入り、5日には小学校、8日には中学校の入学式が行われ、元気いっぱいの新1年生にお祝いの言葉を申し述べてまいりました。私の代理として仁木小学校、銀山中学校の入学式に出席いただきました横関副

議長、宮本議員にこの場をお借りして御礼申し上げます。

また、老人クラブ連合会、観光協会等の総会、総代会が開催され、仁木町議会を代表して、日頃の議会運営に対するご協力への感謝と関係団体の益々のご隆盛・ご発展を祈念する旨申し述べてまいりました。

なお、私の活動報告については議会事務局に復命書を提出しておりますので、必要な方は後ほどご高覧願います。

さて、4月1日には人事異動が行われ、新たに嶋井教育次長が説明員として出席されております。嶋井次長には、刻苦勉励にて種種研鑽を積まれ、その重責に当たっていただきたいと思うところであります。

本日の臨時会は、新年度を迎えて初めての議会であります。議員各位の活発なご審議をお願い申し上げ、私の諸般の報告を終わります。

## 日程第6 行政報告

○議長（山下敏二）日程第6『行政報告』を行います。

三浦町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）皆さん、おはようございます。

平成25年第1回仁木町議会臨時会が開会されるにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。山下議長、横関副議長をはじめ、議員の皆様におかれましては各種団体の総会等、あるいは家業並びに雪解け後の片付け、更には4月27日から始まりました大型連休の中日ということもあり、公私共に大変ご多用の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、高木教育委員長にも万障お繰り合わせの上、ご出席を賜り誠にありがとうございました。

去る4月21日執行の仁木町議会議員補欠選挙におきまして、見事初当選を果たされました野崎明廣議員におきましては、身内の不幸ということで欠席となりましたが、心からのお祝いと今後の議会活動におけるご活躍をご祈念申し上げるところでございます。

さて、今臨時会には、只今上村議会運営委員長からご説明がありましたとおり、承認案件として平成24年度一般会計、国保特別会計、簡水特別会計、後期高齢者特別会計の専決処分予算、計4件と補正予算議案として平成25年度一般会計補正予算（第1号）をはじめ、国保特別会計補正予算（第1号）の計2件、仁木町税条例の一部を改正する条例制定議案、並びに仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定議案及び仁木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定議案の計3件、合計で9件提出いたしております。私にとりましては最終の議会となりますが、格別のご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げまして、平成25年第1回仁木町議会臨時会開会にあたってのご挨拶といたします。

それでは、行政報告を行います。始めに、仁木町における原子力防災対策について申し上げます。本年1月16日に泊発電所周辺の地元4町村を除く後志管内16市町村と道、北電で締結した泊発電所周辺の安全確認等に関する協定に基づく連絡会の初会合が3月27日に札幌市で開催され、私が出席してまいりました。会合では、環境放射線測定計画に基づき、道と北電が16市町村で実施する放射線検査について説明があり、本町においては放射線測定の対象として、①サクランボ、②水稲、これは玄米でございます、③トマト、

④ぶどう、⑤プルーンの5品目を選定し、これらを道又は北電に提供することにより検査が行われ、本町農産物の安全性を証明することとなっております。その他、道において環境放射線の空間線量の測定が仁木、銀山2か所のモニタリングポストによって開始されており、本町においては、自然界における平常値の最大値であります0.105マイクロシーベルト以下0.04～0.06マイクロシーベルト範囲で推移しております。また、4月22日には平成25年度第1回北海道防災会議原子力防災対策部会専門委員会が札幌市で開催され、私の代理として吉本副町長が出席いたしました。同専門委員会では、2月27日に改定された国の原子力防災対策指針を受けた北海道地域防災計画原子力防災計画編の見直しや北海道原子力防災訓練の結果報告と今後の取り組み、住民避難を検討するための避難時間推計シミュレーションなどについて説明があり、今後仁木町においても防災計画の更なる見直しや原子力防災訓練の実施について検討してまいります。その他、広報車両、安定ヨウ素剤をはじめとする防護資機材におきましても、順次道から配備されてきております。今後も引き続き3月18日開催の議会全員協議会でご報告申し上げました原子力防災計画に基づき、原子力防災対策の推進を図ってまいります。

続いて、仁木町ぬくもり灯油助成事業実施結果について申し上げます。低所得者世帯等に対し灯油購入費の一部、1万円を助成することにより、冬期間の生活を支援することを目的とした仁木町ぬくもり灯油助成事業につきましては、3月8日から29日までの助成申請受付期間中203件の申請の受付を行い、助成要件を確認した結果、助成決定が194件、助成総額194万円、却下決定が9件となりました。助成決定194件の内訳につきましては、70歳以上の者だけの世帯を対象とした高齢者世帯が183件、身体障害者手帳1級及び2級、療育手帳A判定、若しくは精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者を含む世帯を対象とした重度障害者世帯が6件、18歳未満の子どもとその父母、又は母のいずれか一方によって構成されている世帯を対象としたひとり親世帯が5件でありました。また、却下決定した9件の主な理由につきましては、助成申請者が平成24年度町民税課税者であったこと及び事実上の他の課税世帯と同居していたことによるものなどでありました。なお、当該事業実施に係る財源につきましては、3月19日付で北海道後志総合振興局長に対し、平成24年度地域づくり総合交付金事業、これは地域づくり推進事業に係る補助事業等変更承認申請書の提出を行い、3月25日付で同支出金50万円の交付決定を受けております。

次に、青年就農給付金経営開始型について申し上げます。平成24年度から青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、一定の要件を満たす方を対象として国から年間150万円の青年就農給付金が給付される事業が始まっております。本町におきましても、平成24年6月開催の第2回定例会におきまして、当事業に該当が予定される7名分の給付金を補正予算に計上いたしましたが、給付要件であります独立自営就農時の年齢が原則45歳未満の者、自ら農地の所有権若しくは利用権を有し、農業委員会で正式に手続きがされている者及び手続き中の者、人・農地プランに位置づけられていること、若しくは位置づけられることが確実であることなど、すべての要件を満たした4名が最終的に給付の該当となりました。今回該当になりました4名につきましては、年間150万円を最長5年間給付されることとなりますが、前年の所得の合計が250万円を超えた場合は、給付が停止されることとなります。今臨時会に承認案件として提出しております専決処分補正予算の中で3名分の減額をさせていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、融雪促進特別対策事業について申し上げます。今冬の積雪が一昨年、昨年に引き続き記録的なも

のであったことから、融雪の遅れによる農作物の被害を最小限にとどめるため、融雪剤の購入に対する補助を行うこととし、新おたる農業協同組合を事業主体として、町内全農家を対象に助成する融雪促進特別対策事業の取りまとめを行ったところであります。この事業を実施した農家数は、仁木地区が53戸、大江地区が21戸、銀山地区が60戸の計134戸であります。融雪剤の散布面積は全体で約453㍍、散布量は20kg換算で約1万1800袋となっております。この事業に要する経費は790万7000円ですが、補助率は融雪剤の購入費に対して町が3分の1、新おたる農業協同組合が6分の1で合わせて2分の1とし、10㍍あたり4袋、80kgを限度に1袋あたりの補助単価の上限を250円としておりますので、町の助成額は約250万円となったところであります。今臨時会に補正予算を計上させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

次に、平成24年度除排雪業務について申し上げます。昨シーズンの降雪量及び積雪量、これは北後志消防組合仁木支署で調べたものでございます、これにつきましては、例年と比べまして2月中旬から3月中旬にかけての降雪量が多く、また気温の低い日が続き、積もった雪が解けにくい状況であったため、3月末現在累積降雪量が7m20cmで、過去5年間の平均を95cm上回りました。最大積雪量につきましては、2月25日時点で1m46cmに達し、過去5年間の平均を26cm上回りました。このようなことから、除雪作業に要した時間は除雪車両22台、貸与車6台、業者の所有車16台の合計で実働時間が4796時間となり、過去10年間の実働時間の平均時間で算定した設計時間3257時間に対して147%、1539時間の増となりました。除雪業務委託料の設計変更につきましては、でき形が設計値の120%を超えた場合、120%を超えた部分に対して増額の設計変更を行うこととし、70%以上90%未満の場合は、90%を下回った部分に対して減額の設計変更を行うこととしております。また、90%以上120%以下の場合は設計変更を行わないこととしており、委託料の70%を最低保障としております。各車両の実働時間を基に金額を算出した結果、設計値に対してでき形が135.4%となったため、120%を超える15.4%の部分に対しての設計変更を行い、795万8000円が増額となったところであります。今回の専決補正額676万1000円につきましては、設計変更額795万8000円から執行残額119万7000円を差し引いた額となっております。排雪作業につきましては、通学路や大雪により道路幅員が狭小となり、車両や歩行者の通行上危険を生じる路線について実施しており、計28路線を実施いたしました。排雪経費につきましては賃金と重機借上料にて支出しており、内訳といたしましては除雪作業賃金29万5550円、重機借上料767万1529円となっております。なお、除雪業務委託料の設計変更に関わります専決補正予算を今臨時会に計上させていただきましたので、よろしくお願いいたします。以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（山下敏二）三浦町長の行政報告が終わりました。

次に、角谷教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）改めまして、おはようございます。

行政報告をする前に、過日の町内の各小中学校におけます卒業式及び入学式にご多忙中にも関わらず、山下議長、横関副議長、議員各位のご臨席を賜り、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

では、第1回仁木町議会臨時会における教育行政報告を申し上げます。はじめに、学童用ヘルメット及び小中学校備品の寄贈について申し上げます。この度、社会貢献事業の一環として、仁木建設協会 仁木



洋会長より、町内小学校の新1年生に対して、学童用ヘルメットを18個、仁木小15個、銀山小で3個、余市町の和田建設工業株式会社 和田哲也代表取締役社長より仁木小学校に運動会用の大玉1個、銀山小学校にスチーム加湿器1台、仁木中学校にデジタルカメラ3台、銀山中学校に循環送風機2台をそれぞれ寄贈していただきました。仁木建設協会からの学童用ヘルメットの寄贈は、昨年に続き2回目となるものがあります。また、和田建設工業株式会社からの小・中学校備品は、余市川河川改修事業完了に伴う社会貢献事業の一環として寄贈されたものであります。保護者をはじめ、学校関係者及び教育委員会といたしましては、心温まる善意に深く感謝しているところであります。

次に、F I S アベトーネ世界チルドレン大会出場結果について申し上げます。平成25年3月1日から3日までの間、新潟県上越国際スキー場を会場に、第1回アベトーネ派遣選手選考チルドレン大会が開催され、当時仁木中学校3年生の山北鮎夏さんが女子アルペンスキー種目に出場し、回転競技1位、大回転競技5位の好成績で見事総合優勝を果たしました。このことから、3月22日・23日の両日、イタリア・アベトーネで開催されたF I S アベトーネ世界チルドレン大会に日本代表選手の1人として出場し、女子回転競技で23位の成績を収めております。全道・全国大会及び世界大会の出場には、各種スポーツ大会参加報償費を支出しておりますが、不足を生じたため専決補正予算を今臨時会に計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、平成25年度全国学力学習状況調査について申し上げます。義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国の小学校6年生と中学校3年生を対象とした、文部科学省による全国学力学習状況調査が4月24日水曜日に実施されました。本町においては、小学校で欠席1名を除く2校19名、仁木小学校が15名、銀山小学校が4名、中学校では2校36名、仁木17名、銀山19名の全員が参加しております。今回の調査は国語と算数・数学の基礎的知識と知識の活用力を問う問題、更には学習意欲や環境など生活習慣を尋ねるアンケートも同時に実施されました。今後、調査結果が文部科学省から公表され次第、その結果を参考にいたしまして、教育指導方法等の工夫改善に活用してまいります。

次に、最後になりますが、体罰に係る実態把握調査結果について申し上げます。昨年12月、大阪市の高校で教員による体罰が背景にあると考えられる生徒の自殺という痛ましい出来事が発生いたしました。この出来事を受け、文部科学省から全国の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に対し体罰の実態把握について要請があり、北海道教育委員会とともに、教職員、児童・生徒及び保護者を対象とした調査を本年2月下旬から3月中旬にかけて実施したところであります。その結果、町内の小学校で体罰の実態があったことが判明し、体罰と判断した事案は1名の教員による次の5件でありました。1件目は、学芸会練習時にシナリオを持参し忘れた当該児童3名に対し、前頭部を拳で1回ずつコンと叩いたもの。2件目は、冬休みの作文ができておらず、当該児童が「まだ書き終わっていません」というと、「どれだけ待たせるのか」と言い、額を平手で1回トンと叩いたもの。3件目は、当該児童が授業中に学習に取り組みず、取り組むように指導しても、無気力で指示を無視するような態度をとったため、思わず感情的になり前頭部を教科書の平らな面と角で5～6回パシッと叩いてしまったもの。4件目は、当該児童とのケンカが原因で転校した児童がおり、6年生を送る会に出られなくなったことに対し、「〇〇が出られなくなった分、頑張れ」と言い、頭を拳で1回グッと押しつけたもの。5件目は、児童同士の金銭トラブルに関し、当該児童

に反省文を書かせた際、「知らない、覚えがない」と書いたことに腹を立て、額を拳で1回コンと叩いたもの。以上5件の事案については、当該教員もその事実を認め、深く反省しております。幸いにして体罰を受けた児童にケガや心に傷を負ったという報告はありませんでしたが、教員として決して許される行為ではありません。当該校においては、当該児童及び保護者に対し謝罪するとともに、3月28日には教職員全員出席のもと、今回の体罰に係る調査結果及び再発防止策についての保護者説明会を開催しております。児童・生徒への体罰が深刻な社会問題となっている最中に起きた今回の事故は、指導の域を超えたものとして厳しく対処せざるを得ません。教育委員会といたしましては、係る事故の再発防止に向け、一つ、日常的に児童生徒の状況・情報を的確に把握できる校内体制を確立し、全教職員による共通理解のもと一致した指導を行うこと。二つ目が体罰や暴力を排し、児童・生徒理解を基本に据え、児童・生徒の心を育てる生徒指導を一層充実させ、児童・生徒と教職員の愛情と信頼に満ちた関係づくりを徹底すること。三つ目ですが、児童・生徒と教職員の人間関係や日常の学級経営・教科経営の状況を的確に把握し、教職員に対するきめ細かな指導を行い、資質向上を図り保護者、地域から信頼される学校づくりを進めること。四つ目ですが、日ごろから学校の方針や教育活動の状況について情報発信し、学校の姿が見えることによる信頼感や保護者、地域との協働体制を確立するよう努めること。五つ目です、学校における指導上、あるいは経営上の困難点については、細かな事項も含めて、教育委員会への報告、連絡、相談を密にすること。以上5項目について各学校長に指示しております。学校教育法第11条では、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」とされており、いかなる場合においても身体に対する侵害（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与える体罰を行ってはならないことを規定しております。今後、仁木町教育委員会といたしましては、体罰によらない生徒指導の一層の充実を図り、児童・生徒と教職員の愛情と信頼に満ちた人間関係の確立、学校と保護者の信頼関係の確立、更には教職員の資質向上に一層努めてまいります。なお、本件に係る事故報告書については、4月8日付で後志教育局を通じ北海道教育委員会へ提出していることを申し添えます。以上で、教育行政報告を終わります。

○議長（山下敏二）角谷教育長の教育行政報告が終わりました。

これで、行政報告を終わります。

## 日程第7 承認第1号 専決処分事項の承認について 平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）

○議長（山下敏二）日程第7・承認第1号『専決処分事項の承認について・平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、承認の第1号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。平成25年4月30日提出。仁木町長 三浦敏幸。記。

平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）でございます。

専決処分書。平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成25年3月29日。仁木町長 三浦敏幸。

平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）でございます。平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）は、次に定めるところによる。第1条・歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ4126万4000円を減額いたしまして、予算の総額を34億3723万7000円とするものでございます。2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は第1表で表しているというものでございます。第2条・地方債の補正でございます。地方債の変更は第2表・地方債補正による。平成25年3月29日専決でございます。仁木町長 三浦敏幸。

なお、詳細につきましては、岩佐財政課長より説明申し上げますので、ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）承認第1号『平成24年度一般会計補正予算（専決第4号）』について、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、平成25年3月29日付で専決処分を行っております。1ページをお開き願います。第1表・歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款。町税から3ページの21款。町債までそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計4126万4000円を減額し、補正後の歳入合計額を34億3723万7000円とするものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款。議会費から5ページ、14款。予備費までそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計4126万4000円を減額し、補正後の歳出合計額を34億3723万7000円とするものでございます。

次に6ページ、第2表・地方債補正、1. 変更でございます。上から4つ目までの事業につきましては、事業費の確定に伴う借入限度額の減でございます。上段から銀山中央団地建設事業につきましては、2960万円減額し、借入限度額を1億9870万円に変更するものでございます。次に、仁木町社会福祉協議会補助事業につきましては、80万円を減額し借入限度額を880万円に、デイサービスセンター運営補助事業につきましては、280万円を減額し借入限度額を1320万円に、橋梁補修事業につきましては、30万円を減額し借入限度額を310万円に、それぞれ変更するものでございます。除雪機械整備事業につきましては、起債対象外経費40万円を減額し借入限度額を1650万円とするもので、国の平成24年度補正予算に伴い、過疎債よりも有利となった一般補助施設整備等事業債を起債するものでございます。以上により、平成24年度の借入限度額合計を5億2154万6000円から3390万円減額し、4億8764万6000円に変更するものでございます。

次に7ページ、事項別明細書、歳入でございます。1款。町税から21款。町債まですべての科目を載せたものでございます。

次に8ページ、歳出でございます。1款。議会費から14款。予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳ですが、国・道支出金4500万3000円の減、地方債3390万円の減、そ

の他財源811万1000円の減、一般財源4575万円の増となっております。

続きまして、9ページをお開き願います。歳入でございます。1款. 町税、1項. 町民税、1目. 個人につきましては、額の確定及び収入見込みの増により141万5000円を追加、2目. 法人につきましては、収入見込みの増により58万1000円を追加するものでございます。2項. 1目. 固定資産税につきましては、額の確定により45万6000円を追加するものでございます。3項. 1目. 軽自動車税につきましても、額の確定により4万8000円を追加するものでございます。4項. 1目. 市町村たばこ税につきましては、収入見込みの増により62万1000円を追加するものでございます。

次に、10ページでございます。2款. 地方譲与税、1項. 1目. 地方揮発油譲与税につきましては、額の確定による11万4000円の減額でございます。2項. 1目. 自動車重量譲与税につきましても額の確定による211万8000円の減額でございます。

次に11ページ、3款. 1項. 1目. 利子割交付金につきましても、額の確定による22万7000円の減額でございます。

次に12ページ、4款. 1項. 1目. 配当割交付金につきましては、額の確定により6万7000円を追加するものでございます。

次に13ページ、5款. 1項. 1目. 株式等譲渡所得割交付金につきましては、額の確定による3万1000円の減額でございます。

次に14ページ、6款. 1項. 1目. 地方消費税交付金につきましては、額の確定により329万9000円を追加するものでございます。

次に15ページ、7款. 1項. 1目. ゴルフ場利用税交付金につきましては、額の確定による24万4000円の減額でございます。

次に16ページ、8款. 1項. 1目. 自動車取得税交付金につきましては、額の確定により257万5000円を追加するものでございます。

次に17ページ、10款. 1項. 1目. 地方交付税につきましても、額の確定により普通交付税365万6000円の追加及び特別交付税3486万3000円の計3851万9000円を追加するものでございます。普通交付税につきましては、国の平成24年度補正予算に伴う調整額の追加交付分でございます。特別交付税につきましては、平成23年度よりも721万5000円増加し、平成24年度は1億3486万3000円でございます。原子力防災関係経費が反映された結果と考えてございます。

続きまして18ページ、11款. 1項. 1目. 交通安全対策特別交付金につきましても、額の確定による3万6000円の追加でございます。

次に19ページ、12款. 分担金及び負担金、1項. 負担金、1目. 民生費負担金につきましては、養護老人ホーム施設入所者徴収金の額の確定により79万円を減額するものでございます。2目. 衛生費負担金につきましては、額の確定による3万9000円の追加、3目. 農林水産業費負担金につきましては、収入実績により94万7000円を減額するものでございます。

次に、20ページでございます。13款. 使用料及び手数料、1項. 使用料、1目. 総務使用料につきましては、額の確定による1万7000円の追加でございます。2目. 民生使用料につきましては、それぞれ保育

所使用料収入の減による365万9000円の減額、3目。衛生使用料につきましては、額の確定により36万6000円を追加、4目。土木使用料につきましては、次のページにまたがっておりますがそれぞれ収入見込み、又は額の確定により313万6000円を減額するものでございます。

21ページ中段でございます、5目。教育使用料につきましては、額の確定により30万3000円を減額するものでございます。2項。手数料、1目。総務手数料につきましては、額の確定により32万1000円を追加するものでございます。

次に、22ページでございます。2目。衛生手数料につきましては収入見込み、又は額の確定により112万2000円を追加するものでございます。3目。農業手数料につきましても額の確定による3000円の追加でございます。

次に23ページ、14款。国庫支出金、1項。国庫負担金、1目。民生費国庫負担金につきましては、166万7000円の減額でございます。それぞれ額の確定によるものですが、広域入所措置費負担金につきましては、申込みがなかったことにより49万6000円全額を減額、老人医療給付費につきましても支出がなかったことにより、25万円全額を減額してございます。2項。国庫補助金、1目。民生費国庫補助金につきましては、161万4000円の減額でそれぞれ額の確定によるものでございます。2目。衛生費国庫補助金につきましては、受診者の増により感染症予防事業費等補助金1万9000円を追加するものでございます。3目。土木費国庫補助金は2140万3000円の減額。内訳としましては、社会資本整備総合交付金活力創出基盤整備総合交付金が310万円の追加、これは橋梁長寿命化事業のイザリベツ橋右岸橋台部護岸補修工事及び月見橋補修工事設計委託業務に係る交付金でございます、額の確定による追加でございます。

24ページにまいりまして、地域住宅交付金につきましては公的賃貸住宅家賃低廉化事業に係る分が28万2000円の減額、銀山中核団地建設に係る分が事業費確定により2422万1000円の減で、計2450万3000円を減額するものでございます。次に、4目。教育費国庫補助金につきましても、額の確定等により50万2000円を減額するものでございます。3項。委託金、2目。民生費委託金42万4000円の追加の内訳につきましては、国民年金事務委託金が国民年金システム改修費の増による42万9000円の追加、特別児童扶養手当事務取扱交付金が額の確定による5000円の減額でございます。

次に25ページ、15款。道支出金、1項。道負担金、1目。民生費負担金1132万5000円の減額につきましても、1節から7節までそれぞれ額の確定によるものでございます。2項。道補助金、1目。総務費補助金につきましても額の確定による10万1000円の減額、26ページにまいりまして、2目。民生費補助金283万4000円の減額につきましても、1節から5節までそれぞれ額の確定、又は収入見込みの増減によるものでございます。3目。衛生費補助金48万8000円の減額につきましても、1節、2節それぞれ受診者数の減による減額でございます。

次に27ページ、4目。農林水産業費補助金618万4000円の減額につきましても、額の確定による減額でございます。北海道青年就農給付金事業補助金につきましては、対象者が7名から4名に減ったことにより450万円の減額となっております。3項。道委託金、1目。総務費委託金67万6000円の追加につきましては、1節から5節までそれぞれ額の確定によるものでございます。2目。農林水産業費委託金につきましては、額の確定による4000円の減額でございます。

次に、28ページでございます。16款．財産収入、1項．財産運用収入、1目．財産貸付収入179万2000円の減額につきましては、収入見込みによる減額でございます。そのうち建物貸付収入につきましては、旧仁木商業高校教員住宅の売買時期延期による収入減等により188万8000円の減額となっております。2目．利子及び配当金につきましては、額の確定により1万1000円を追加するものでございます。財産売払収入につきましては、不動産と物品ともに実績がなかったため、それぞれ5000円全額を減額し廃項としてございます。

次に29ページ、17款．1項．寄附金、1目．一般寄附金につきましては、4件37万円の寄附がございました。そのうち、1件20万円につきましては、銀山小中学校の図書購入に係る振興寄附でございます。寄附金につきましては、歳出でふるさと振興基金に積み立てるものでございます。

次に、30ページでございます。18款．繰入金、1項．基金繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、繰り入れがなかったため1000円減額し廃目としてございます。

次に31ページ、20款．諸収入、1項．延滞金加算金及び過料、1目．延滞金につきましては、7000円の追加でございます。加算金とその下過料につきましては、収入がなかったためそれぞれ1000円を減額し廃目としてございます。その下、町預金利子につきましても一時運用金の利子がなかったため、1000円を減額し廃項としてございます。3項．1目．貸付金元利収入につきましては、奨学金返還金の額の確定により23万6000円を減額するものでございます。4項．受託事業収入、2目．後期高齢者医療広域連合受託事業収入につきましては、収入見込みによる7万4000円の減額でございます。5項．雑入、次のページ、32ページにまいりまして、滞納処分費弁償金、違約金及び延納利息の3つ目につきましては、それぞれ収入がなかったため廃目とするものでございます。4目．雑入につきましては重度心身障害者高度医療費の収入見込みによる73万2000円の追加をはじめそれぞれ収入見込み、又は額の確定により148万5000円を追加するものでございます。

続きまして、34ページでございます。5目．宝くじ交付金収入につきましては、オータムジャンボ宝くじ交付金の額の確定による36万1000円の追加でございます。老人保健支払基金交付金収入につきましては、医療給付実績がなかったため、交付金収入もありませんので全額減額し廃目としてございます。

次に35ページ、7目．介護保険収入10万9000円の追加につきましては、額の確定によるものでございます。

次に36ページ、21款．1項．町債につきましては、先ほど6ページの第2表・地方債補正で説明した分でございます。

続きまして、37ページをお開き願います。歳出でございます。1款．1項．1目．議会費につきましては、執行残70万9000円を減額するものでございます。

次に、39ページでございます。2款．総務費、1項．総務管理費、1目．一般管理費は、592万円の減額でございます。4節．共済費の臨時職員社会保険料を標準報酬月額の変更により4万4000円を追加した以外は、42ページの19節まですべて執行残を減額するものでございます。

次に同じく42ページ、3目．文書広報費につきましても執行残34万8000円を減額するものでございます。

43ページ下段の4目．財産管理費403万4000円の減額につきましては、7節から48ページの27節まで、す

べて執行残を減額するものでございます。

49ページ、5目。企画費につきましては、財源内訳の変更で道補助金が1000円減額となったため、一般財源を1000円追加するものでございます。9目。ふるさとづくり事業費につきましては、寄附金37万円をふるさと振興基金に積み立てるものでございます。2項。徴税費、1目。税務総務費につきましては執行残18万1000円を減額、2目。賦課徴収費につきましても執行残31万2000円を減額するものでございます。

次に50ページ下段、3項。1目。戸籍住民登録費につきましても執行残8万7000円を減額するものでございます。

次に51ページ、4項。選挙費、1目。選挙管理委員会費20万6000円の減額、52ページにまいりまして、3目。衆議院議員選挙費117万8000円の減額につきましてもそれぞれ執行残を減額するものでございます。

次に53ページ、5項。統計調査費、6目。経済センサス費につきましては、財源内訳の変更でございます。6項。1目。監査委員費につきましては、執行残2万8000円の減額でございます。

次に、55ページでございます。3款。民生費、1項。社会福祉費、1目。社会福祉総務費につきましても、執行残185万6000円を減額するものでございます。そのうち、56ページ中段にあります19節のぬくもり灯油助成金につきましては、行政報告にもありましたとおり実績が194件でしたので、146件分146万円を減額してございます。2目。老人福祉費は815万2000円の減額でございます。そのうち59ページの19節。負担金補助及び交付金の医療給付費につきましては、医療給付実績がなかったことにより100万円が未執行、60ページにまいりまして、20節。扶助費の家族介護慰労扶助につきましても利用者がいなかったため10万円が未執行でしたが、それ以外は執行残を減額するものでございます。同じく60ページ、3目。老人福祉施設費につきましても執行残26万3000円を減額するものでございます。4目。心身障害者特別対策費につきましても執行残、又は支出見込みにより881万3000円を減額するものでございます。

次に、62ページでございます。5目。国民年金事務費につきましては、財源内訳の変更でございます。6目。後期高齢者医療費につきましては、13節。委託料は執行残、63ページ、28節。繰出金につきましては、後期高齢者特会の人件費減額分に伴う繰出金12万8000円の減額で、合わせて38万円を減額するものでございます。2項。児童福祉費、1目。児童福祉総務費につきましては、執行残184万3000円を減額するものでございます。

次に64ページ、2目。乳幼児等医療費につきましても執行残19万8000円の減額でございます。3目。母子福祉費につきましても執行残1万2000円の減額でございます。

次に65ページ、4目。保育所費は644万4000円の減額でございます。そのうち19節。広域入所負担金につきましては、入所がなかったことによる未執行、それ以外はすべて執行残を減額するものでございます。

次に66ページでございます。災害救助費につきましては、未執行により10万円を減額し廃項としてございます。

次に67ページ、4款。衛生費、1項。保健衛生費、1目。保健衛生総務費は、154万3000円の減額でございます。そのうち13節。委託料の妊婦健診委託料は受診回数が見込みより少なかったため84万4000円を減額、28節。繰出金、国保特会繰出金につきましては、国保特会の執行残及び税収見込みの増により、63万2000円を減額するものでございます。2目。老人保健推進費につきましては、執行残108万2000円の減額で

ございます。

次に68ページ、3目．予防費444万円の減額につきましては、予防接種回数が見込みより少なかったため、執行残を減額するものでございます。4目．環境衛生費206万1000円の減額につきましては執行残、又は支出見込みを減額するものでございますが、8節．報償費、ごみ分別袋取扱報償につきましては、ごみ分別袋売り上げ増に伴う6万8000円の追加でございます。

次に69ページ、5目．上水道費につきましては、簡水特会の歳出の減により繰出金1034万2000円を減額するものでございます。

次に、70ページでございます。6款．農林水産業費、1項．農業費、1目．農業委員会費につきましては、財源内訳の変更でございます。3目．農業振興費605万7000円の減額につきましては、執行残を減額するものですが、そのうち72ページ下段、19節．負担金補助及び交付金の青年就農給付金につきましては行政報告にもありましたとおり、給付金対象者が3名減ったことにより、450万円を減額するものでございます。

次に73ページ、4目．農用地開発事業費につきましては、執行残5万3000円の減額、6目．農道整備事業費につきましても執行残1万6000円を減額するものでございます。7目．農用地再編開発事業費につきましては、財源内訳の変更でございます。2項．林業費、1目．林業総務費につきましても執行残244万2000円の減額でございます。

次に74ページ、7款．1項．商工費、2目．商工振興費につきましても、執行残16万6000円を減額するものでございます。

次に75ページ、8款．土木費、1項．土木管理費、1目．土木総務費につきましては、執行残4万1000円の減額でございます。2目．土木機械管理費につきましては、財源内訳の変更でございます。2項．道路橋りょう費、1目．道路橋りょう総務費につきましては、執行残9万3000円を減額するものでございます。2目．道路維持費につきましては、515万4000円の追加でございます。

次のページ、76ページの13節．委託料、除雪委託料につきましては行政報告にもありましたとおり、昨年に続き大雪による仁木町町道等除雪委託業務の設計変更分の追加でございます。当初契約額に対し、新委託代金の予算不足額676万1000円を追加するものでございます。その他につきましては、執行残を減額するものでございます。4目．橋りょう維持費165万9000円の減額につきましては、委託料及び工事請負費の執行残の減額でございます。

次に77ページ、3項．河川費、1目．河川総務費につきましても執行残62万8000円の減額でございます。4項．住宅費、1目．住宅管理費につきましても執行残17万6000円の減額でございます。2目．住宅建設費5964万円の減額につきましては、銀山中団地建設事業工事請負費の執行残を減額するものでございます。

次に79ページ、9款．1項．消防費、2目．水防費につきましても、13節．委託料の執行残16万8000円を減額するものでございます。3目．災害対策費36万1000円の減額につきましてもそれぞれ執行残を減額するものでございます。

次に80ページ、10款．教育費、1項．教育総務費、1目．教育委員会費につきましても、執行残32万4000



円を減額するものでございます。2目、事務局費につきましては、財源内訳の変更でございます。2項、小学校費、1目、学校管理費96万2000円の減額につきましてもそれぞれ執行残の減額でございますが、81ページ、11節、需用費の燃料費、重油につきましては使用料の増及び単価の値上がりにより不足額29万5000円を追加してございます。

次に82ページ、2目、教育振興費につきましては、執行残12万6000円の減額でございます。3項、中学校費、1目、学校管理費166万7000円の減額につきましてもそれぞれ執行残の減額でございますが、83ページ、11節、需用費の燃料費、ガソリンにつきましては大雪により除雪機の使用頻度が多くなった分の不足額6000円を追加してございます。

次に84ページ下段の2目、教育振興費につきましては、執行残12万8000円の減額でございます。

次に85ページ、4項、社会教育費、1目、社会教育総務費につきましても、執行残28万8000円を減額するものでございます。

次のページ、86ページでございます。5項、保健体育費、1目、保健体育総務費は6万2000円を追加するものでございます。1節、報酬3万円の減額につきましては執行残でございますが、8節、報償費、各種スポーツ大会参加報償につきましても、町内中学生がスキースキーのイタリア大会に参加したことに伴う派遣経費に係る不足額9万2000円の追加でございます。2目、体育施設費につきましては、執行残27万6000円の減額でございます。

次に87ページ、3目、学校給食費41万9000円の減額につきましては、それぞれ執行残を減額するものでございますが、そのうち88ページ、11節、需用費の光熱水費、電気料につきましては空調及び暖房等の使用量が増えたことに伴う不足額9万5000円を追加するものでございます。

次に89ページ、4目、スキー場管理費につきましては、執行残12万7000円の減額でございます。

次に90ページ、12款、1項、公債費、1目、元金につきましては、額の確定による執行残187万4000円の減額でございます。2目、利子425万8000円の減額につきましては、長期償還利子306万3000円が執行残、一時借入金利子につきましては、借り入れがなかったため119万5000円全額を減額するものでございます。

次に91ページ、13款、諸支出金、1項、基金費、1目、財政調整基金費につきましては、預金利子8000円を追加するものでございます。2目、減債基金費につきましては、9703万8000円を基金に積み立てるものでございます。4目、土地開発基金につきましては、基金財産使用料5件分10万5000円を基金に積み立てるものでございます。

次に、92ページでございます。14款、1項、1目、予備費につきましては、執行残124万9000円を減額するものでございます。

93ページ以降の給与費明細書につきましては、補正後の明細となっております。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）』は、承認することに決定しました。

---

## 日程第8 承認第2号 専決処分事項の承認について 平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）

---

○議長（山下敏二）日程第8、承認第2号『専決処分事項の承認について・平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、承認の第2号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。平成25年4月30日提出。仁木町長 三浦敏幸。記。平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）でございます。

専決処分書でございます。平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成25年3月29日付けでございます。仁木町長 三浦敏幸。

平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）。平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。第1条・歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ173万7000円を減額いたしまして、予算の総額を2億8300万1000円とするものでございます。2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は第1表で表しているというものでございます。平成25年3月29日専決。仁木町長 三浦敏幸。

本件につきましても、岩佐財政課長より詳細につきまして説明を申し上げますので、ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）承認第2号『平成24年度国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表・歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款．国民健康保険税から6款．諸収入までそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計173万7000円を減額し、補正後の歳入合計額を2億8300万1000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。1款．総務費から5款．予備費までそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計173万7000円を減額し、補正後の歳出合計額を2億8300万1000円とするものでございます。

次に3ページ、事項別明細書、歳入でございます。1款．国民健康保険税から6款．諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款．総務費から5款．予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳ですが、その他財源143万9000円の減、一般財源29万8000円の減となっております。

次に5ページ、歳入でございます。1款．1項．国民健康保険税、1目．一般被保険者国民健康保険税につきましては、収入見込みにより66万4000円を追加するものでございます。2目．退職被保険者等国民健康保険税につきましても、収入見込みにより32万6000円を減額するものでございます。

次に6ページ、2款．使用料及び手数料、1項．手数料、1目．督促手数料につきましても収入見込みにより1万4000円を追加するものでございます。

次に7ページ、財産収入につきましては利子がなかったため1000円を減額し廃款としてございます。

次に8ページ、4款．繰入金、1項．2目．一般会計繰入金につきましては、人件費分が1万6000円の追加でございますが、国保税収入増及び事務費減に伴う分といたしまして64万8000円の減、合わせて63万2000円を減額するものでございます。

次に9ページ、6款．諸収入、延滞加算金及び過料につきましては、延滞金がなかったため1000円を減額し廃項としてございます。預金利子につきましても、預金利子がなかったため1000円を減額し廃項としてございます。雑入につきましても、その他雑入がなかったため1000円を減額し廃項としてございます。4項．受託事業収入、1目．特定健康診査等受託料につきましては、収入見込みにより145万3000円の減額でございます。

次に11ページ、歳出でございます。1款．総務費、1項．総務管理費、1目．一般管理費1万6000円の追加につきましては、3節．職員手当等の扶養手当の増等によるものでございます。3目．特別対策費9万1000円の減額につきましては、臨時職員賃金の交通費分を減額するものでございます。2項．徴税费、1目．賦課徴收費につきましては、財源内訳の変更でございます。

次に12ページ、2款．保健施設費、1項．1目．特定健康診査等事業費につきましては、執行残145万2000円を減額するものでございます。

次に13ページ、公債費につきましては一時借入金がなかったため11万円を減額し廃款としてございます。

次に14ページ、予備費につきましても10万円を減額し廃款としてございます。

15ページ以降の給与費明細書につきましては、補正後の明細となっております。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第2号『専決処分事項の承認について・平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第2号『専決処分事項の承認について・平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

---

## 日程第9 承認第3号 専決処分事項の承認について 平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）

---

○議長（山下敏二）日程第9、承認第3号『専決処分事項の承認について・平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、承認の第3号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求め。平成25年4月30日提出。仁木町長 三浦敏幸。記。

平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）でございます。

専決処分書。平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成25年3月29日。仁木町長 三浦敏幸。

平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）でございます。平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。第1条・歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ1041万4000円を減額いたしまして、予算の総額を8億8297万6000円とするものでございます。2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は第1表で表しているというものでございます。平成25年3月29日専決。仁木町長 三浦敏幸。

本件につきましても、岩佐財政課長より詳細についてご説明を申し上げますので、ご審議の上ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（山下敏二）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）承認第3号『平成24年度簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表・歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から5款、諸収入までそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計1041万4000円を減額し、補正後の歳入合計額を8億8297万6000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費までそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計1041万4000円を減額し、補正後の歳出合計額を8億8297万6000円とするものでございます。

次に3ページ、事項別明細書、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から6款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳ですが、その他財源1万3000円の減、一般財源1040万1000円の減となっております。

次に5ページ、歳入でございます。1款、使用料及び手数料、1項、1目、使用料につきましては、収入見込みにより28万円を減額するものでございます。2項、1目、手数料につきましては、額の確定及び収入見込みにより21万円を追加するものでございます。

次に6ページ、3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金につきましては、歳出の減による1034万2000円の減額でございます。

次に7ページ、5款、諸収入、1項、延滞加算金及び過料、過料につきましては収入がなかったため1000円を減額し、廃目とするものでございます。次に、預金利子につきましても利子がなかったため1000円を減額し廃項としてございます。

次に9ページ、歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、執行残49万4000円を減額するものでございます。2目、維持管理費409万6000円の減額につきましても、7節、賃金から12ページの27節公課費まで、それぞれ執行残の減額でございます。

次に、13ページでございます。2款、1項、施設費、2目、施設整備事業費につきましても、執行残1000円の減額でございます。

次に14ページ、3款、1項、公債費、2目、利子581万3000円の減額につきましても、一時借入金があったことによる減額でございます。次に15ページ、予備費につきましては1万円を減額し廃款としてございます。

17ページ以降の給与費明細書につきましては、補正後の明細となっております。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第3号『専決処分事項の承認について・平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第3号『専決処分事項の承認について・平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

暫時休憩します。

---

**休 憩 午前11時52分**

**再 開 午後 1時00分**

---

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

---

**日程第10 承認第4号 専決処分事項の承認について  
平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）**

---

○議長（山下敏二）日程第10、承認第4号『専決処分事項の承認について・平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、承認の第4号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求め。平成25年4月30日提出。仁木町長 三浦敏幸。平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）でございます。

専決処分書。平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成25年3月29日。仁木町長 三浦敏幸。

平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）。平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。第1条・歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ172万1000円を減額し、予算の総額を6078万1000円とするものでございま

す。2項につきましては、歳入歳出予算の補正後の歳入歳出予算の金額は第1表で表しているというものでございます。平成25年3月29日専決。仁木町長 三浦敏幸。

本件につきましても、岩佐財政課長より詳細につきまして説明を申し上げますので、ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）承認第4号『平成24年度後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表・歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から6款、広域連合支出金までそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計172万1000円を減額し、補正後の歳入合計額を6078万1000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費までそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計172万1000円を減額し、補正後の歳出合計額を6078万1000円とするものでございます。

次に3ページ、事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から6款、広域連合支出金まですべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳ですが、その他財源8000円の減、一般財源171万3000円の減となっております。

次に5ページ、歳入でございます。1款、1項、後期高齢者医療保険料、1目、特別徴収保険料につきましては、収入済額により112万2000円を減額するものでございます。2目、普通徴収保険料につきましても、収入済額による42万8000円の減額でございます。

次に6ページ、3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金12万7000円の減額につきましては、人件費等に係る12万7000円を減額するものでございます。2目、保険基盤安定繰入金につきましては、額の確定による1000円の減額でございます。

次に、7ページでございます。諸収入につきましては、各項すべて収入がありませんでしたので、全額減額し廃款としてございます。

次に8ページ、6款、広域連合支出金、1項、広域連合交付金、1目、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金につきましては、額の確定による8000円の減額でございます。

続きまして9ページ、歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費12万8000円の減額につきましては、職員手当の執行残を減額するものでございます。2項、2目、徴収費につきましても執行残2万1000円の減額でございます。

次に、10ページでございます。2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料納付減に伴う給付金の減により、136万7000円を減額するものでございます。

次に11ページ、諸支出金につきましてはそれぞれ支出がありませんでしたので、全額を減額し廃款としてございます。

次に、12ページでございます。予備費につきましても全額減額し、廃款としてございます。

13ページ以降の給与費明細書につきましては、補正後の明細となっております。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第4号『専決処分事項の承認について・平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第4号『専決処分事項の承認について・平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

---

## 日程第11 議案第1号

### 平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）

---

○議長（山下敏二）日程第11、議案第1号『平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第1号でございます。

平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）。平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条・歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ270万円を追加いたしまして、予算の総額を28億7837万7000円とするものでございます。第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は第1表で表しているというものでございます。平成25年4月30日提出。仁木町長 三浦敏幸。

本件につきましても岩佐財政課長より詳細につきましてご説明申し上げますので、ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）議案第1号『平成25年度一般会計補正予算（第1号）』について、ご説明申し上げます。



1ページをお開き願います。第1表・歳入歳出予算補正、歳入でございます。18款．繰入金と20款．諸収入をそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計270万円を追加し、補正後の歳入合計額を28億7837万7000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。1款．議会費から13款．諸支出金までそれぞれ補正いたしまして、3ページになりますが歳出合計額に補正額の合計270万円を追加し、補正後の歳出合計額を28億7837万7000円とするものでございます。

次に5ページ、事項別明細書、歳入でございます。1款．町税から21款．町債まですべての科目を載せたものでございます。

次に6ページ、歳出でございます。1款．議会費から14款．予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳ですが、その他財源270万円の増でございます。

次に7ページ、歳入でございます。18款．繰入金、1項．基金繰入金、目を新設し2目．ふるさと振興基金繰入金の20万円につきましては、本年3月13日に苫小牧市在住の滝上善一様より、銀山小・中学校への図書購入費として20万円の寄附を受けたものでございます。この後、歳出の教育費で図書購入費を同額計上してございます。

次に8ページ、20款．諸収入、5項．4目．雑入250万円の追加でございます。銀山地区町内会連合会が申請していたコミュニティ助成事業について、4月11日に財団法人自治総合センターの助成決定を受けた旨、後志総合振興局長から通知がありました。助成金については、一旦町に交付されることから歳入及び歳出の同額予算を今回の補正で計上してございます。

次に9ページ、歳出でございます。1款．1項．1目．議会費105万4000円の減額につきましては、4月1日付人事異動に伴う人件費の減及び嘱託職員から臨時職員の採用に変更したことに伴う賃金の減によるものでございます。

次に11ページ、2款．総務費、1項．総務管理費、1目．一般管理費につきましては、4月1日付人事異動に伴う人件費の減及び臨時職員の採用を予定していることに伴う賃金の追加、合わせて690万1000円を減額するものでございます。2目．交通安全推進費につきましても人事異動に伴い、職員が配置されたことにより嘱託職員の賃金176万3000円全額を減額するものでございます。

次に13ページ、3目．文書広報費につきましても人事異動に伴い職員が廃止されたことにより、嘱託職員の賃金251万2000円を減額するものでございます。4目．財産管理費につきましては、公用車運行業務に係る臨時職員の採用に至らなかったことから、嘱託職員の対応に変更したことにより44万9000円を減額するものでございます。5目．企画費250万円の追加につきましては、歳入で申しあげましたコミュニティ助成事業助成金でございます。

次に14ページ、3項．1目．戸籍住民登録費417万2000円の減額につきましても、人事異動に伴う人件費の減額でございます。

次に15ページ、5項．統計調査費、統計調査総務費につきましても、人事異動に伴い全額減額し廃目とするものでございます。

次に17ページ、3款．民生費、1項．社会福祉費、1目．社会福祉総務費352万円の追加につきましても、

それぞれ人事異動に伴う人件費の追加でございます。

次に18ページ、2目。老人福祉費198万2000円の追加につきましても、それぞれ人事異動に伴う人件費の追加でございます。

次に19ページ、4目。心身障害者特別対策費13万3000円の追加につきましては、国の平成23年度障害者自立支援給付費負担金の精算による過年度返還金でございます。5目。国民年金事務経費51万1000円の減額につきましても、人件費の減額でございます。

次に21ページ、4款。衛生費、1項。保健衛生費、1目。保健衛生総務費1313万8000円の追加につきましても、2節から4節は人事異動に伴う人件費の追加、22ページの28節。繰出金につきましても、国保特会の人事異動に伴う人件費の追加分でございます。

次に23ページ、6款。農林水産業費、1項。農業費、3目。農業振興費250万円の追加につきましては、行政報告でもありましたとおり、本年の大雪に対する融雪剤の補助として、融雪促進等特別対策事業補助金を新たに追加するものでございます。

次に、24ページでございます。7款。1項。商工費、1目。商工総務費につきましても、人事異動に伴う人件費28万6000円の追加でございます。

次に25ページ、8款。土木費、1項。土木管理費、1目。土木総務費につきましては、職員手当4万5000円の減でございます。

次に26ページ、10款。教育費、1項。教育総務費、2目。事務局費につきましては、人事異動に伴う人件費99万3000円の減額でございます。次に27ページ、2項。小学校費、2目。教育振興費10万円の追加につきましては、銀山小学校への図書購入費として受けた寄附による備品購入費の追加でございます。3項。中学校費、2目。教育振興費10万円の追加につきましても、小学校費同様、図書購入費の追加でございます。4項。社会教育費、1目。社会教育総務費につきましては、人事異動に伴う人件費218万7000円の減額でございます。

次に28ページ、下段でございます。5項。保健体育費、3目。学校給食費につきましては、職員手当9万1000円の減額でございます。

次に30ページ、13款。諸支出金、1項。基金費、2目。減債基金費につきましては、予算調整により292万円を積み立てるものでございます。

31ページ以降の給与費明細書につきましては、補正後の明細となっております。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議案第2号

### 平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

---

○議長（山下敏二）日程第12、議案第2号『平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第2号でございます。

平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条・歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ114万7000円を追加いたしまして、予算の総額を2億6567万3000円とするものでございます。2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は第1表で表しているというものでございます。平成25年4月30日提出。仁木町長 三浦敏幸。

岩佐財政課長より詳細につきまして説明申し上げますので、ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）議案第2号『平成25年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）』について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表・歳入歳出予算補正、歳入でございます。4款・繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計114万7000円を追加し、補正後の歳入合計額を2億6567万3000円とするものでございます。

次に2ページ、歳出でございます。1款・総務費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計114万7000円を追加し、補正後の歳出合計額を2億6567万3000円とするものでございます。

次に3ページ、事項別明細書、歳入でございます。1款・国民健康保険税から6款・諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款・総務費から6款・予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳ですが、一般財源114万7000円の増でございます。

次に5ページ、歳入でございます。4款・繰入金、1項・1目・一般会計繰入金につきましては、人事異動に伴う人件費不足分114万7000円を新たに繰り入れるものでございます。

次に7ページ、歳出でございます。1款．総務費、1項．総務管理費、1目．一般管理費114万7000円の追加につきましては、人事異動に伴う人件費の追加でございます。

9ページ以降の給与費明細書につきましては、補正後の明細となっております。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）』は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第3号 仁木町税条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長（山下敏二）日程第13、議案第3号『仁木町税条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第3号でございます。

仁木町税条例の一部を改正する条例制定について。仁木町税条例（昭和29年仁木町条例第9号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成25年4月30日提出。仁木町長 三浦敏幸。

本件につきましても岩佐財政課長の方から詳細につきまして説明を申し上げますので、ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）岩佐財政課長。

○財政課長（岩佐弘樹）議案第3号『仁木町税条例の一部を改正する条例制定』について、ご説明申し上げます。

仁木町税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令、並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年3月30日にそれぞれ公布されたことに伴い、本町税条例につきましても所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容につきまして申し上げます。まず、個人住民税につきましては2点ございます。1点目といたしましては、住宅ローン控除の改正でございます。消費税率引き上げに伴う影響を平準化する観点から、特例的な措置として平成26年から平成29年までの間に入居し、所得税の住宅ローン減税制度を受けた方で所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除し切れなかった額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するものでございます。2点目といたしましては、東日本大震災の復興支援のための税制上の措置を講ずるものでございます。東日本大震災により居住用家屋が居住の用に供することができなくなった者の相続人が、当該家屋の敷地を譲渡した場合には、当該相続人がこれらの特例の適用を受けることができることとする措置を講ずるものでございます。次に固定資産税につきましては、耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の拡充等に係る手続き規定の改正でございます。総則関係につきましては、延滞金等の利率の見直しに係る改正でございます。国税の見直しに合わせ、地方税に係る延滞金、還付加算金の利率を引き下げる改正でございます。

なお、改正条例附則といたしまして、議案の5ページでございますが、附則第1条・この条例は公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものとし、経過措置について第4条まで定めてございます。

議案の改め文の朗読を省略させていただきまして、参考資料として添付しております新旧対照表の1ページをお開き願います。表の右側が現行、左側が改正案となっております。第34条の7第2項につきましては、復興特別所得税創設に伴う改正でございます。第54条第5項及び2ページ目中段の131条第4項につきましては、独立行政法人緑資源機構法廃止に伴う改正でございます。下段の附則第3条の2及び3ページの第4条につきましては、現在の低金利の状況に合わせた国税同様、延滞金等について利率を引き下げる改正でございます。これにより、平成26年1月1日以降の延滞金については、1か月経過後の利率を14.6%から9.3%に、1か月以内の利率を4.3%から3.0%に、還付加算金を4.3%から2.0%に引き下げるというものでございます。次に、4ページ上段の第4条の2につきましては、公益法人等に係る町民税において、譲渡所得等の非課税特例の拡充に係る改正でございます。第7条の3の2につきましては、消費税率引き上げに伴う影響を平準化する観点から、個人町民税における住宅借入金等特別税額控除を4年延長及び拡充するものでございます。第7条の4につきましては、復興特別所得税創設に伴う改正でございます。次に、第17条の2につきましては、次のページ、5ページ上段にあります。租税特別措置法の特例措置適用期限到来による廃止条項に係る条項を整理したものでございます。第22条の2につきましては、5ページから6ページにかけて、第1項として東日本大震災からの復興に向けた税制上の対応措置について、読み替え部分を表にし、読み替え条項がわかりやすいよう規定の整備を行ったものでございます。6ページ下段から7ページにわたる第2項では、相続人が特例の適用を受けることができることとする措置を創設したものでございます。7ページ中段の第23条につきましても、東日本大震災からの復興に向けた税制上の対応措置について、消費税率引き上げに伴う影響を平準化する観点から、個人町民税における住宅借入金等特別税額控除を延長拡充する改正でございます。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『仁木町税条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『仁木町税条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第14 議案第4号 仁木町国民健康保険税の一部を改正する条例制定について

---

○議長（山下敏二）日程第14、議案第4号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第4号でございます。

仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。仁木町国民健康保険税条例（昭和33年仁木町条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成25年4月30日提出。仁木町長 三浦敏幸。

本件につきましては、泉谷ほけん課長より詳細につきましてご説明申し上げますので、ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）泉谷ほけん課長。

○ほけん課長（泉谷 享）議案第4号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定』について、ご説明申し上げます。

仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を施行する政令、並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年3月30日にそれぞれ公布されたことに伴い、本町国民健康保険税条例につきましても所要の改正を行うものがございます。

改正の主な内容につきまして申し上げます。2点ございます。1点目といたしましては、保険税軽減制度に係る特例でございます。国民健康保険の被保険者であった者が、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化するものであります。2点目といたしましては、世帯割に係る配慮でございます。2人世帯で1人が後期高齢者医療へ移行し、もう1人が国保に残った世帯、特定世帯となるものについて、世帯割額を2分の1にする措置について、

軽減割合を現在の半分、4分の1として3年間延長する措置を講ずるものでございます。

それでは、改め文について朗読いたします。仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。仁木町国民健康保険税条例（昭和33年仁木町条例第8号）の一部を次のように改正する。第5条の2中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する被保険者が属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるものを、「において同じ。）」の次に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯の他に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。）」を加え、同条に次の1号を加える。(3)特定継続世帯2万8500円。続いて、第7条の3第1号中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同条に次の1項を加える。(3)特定継続世帯6750円。第23条中第1号イ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。(ウ)特定継続世帯1万9950円。第23条第1項エ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。特定継続世帯4725円。第23条第2号イ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。(ウ)特定継続世帯1万4250円。第23条第2号エ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。(ウ)特定継続世帯3375円。第23条第3号イ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。(ウ)特定継続世帯5700円。第23条第3号エ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。(ウ)特定継続世帯1350円。附則第15項中、「附則第44の2第3項」を「附則第44の2第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改める。附則、施行期日、1・この条例は公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。ただし、附則第15条の改正規定は平成26年1月1日から施行する。適用区分、2・次項に定めるものを除き、改正後の仁木町国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。3・新条例附則第15項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

参考資料といたしまして、添付しております新旧対照表、4ページございます。これにつきましては、今説明いたしました改め文の内容のとおりでございます。以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。上村君。

○7番（上村智恵子）7番、上村。

この軽減率の問題ですけれども、夫婦一方が後期高齢者になった場合関係してくると思うんですけれども、札幌市の試算では夫が75歳、妻69歳の夫婦世帯で前年度と同じ保険料と仮定すれば世帯割が4万2930円、2分の1軽減では2万1465円であったものがね、今度の改定で4分の1になったら1万732円となって、影響が出る世帯が約6800世帯に上るって書いてありますけれども、仁木町の場合どのくらいの人たちに影響が出るのかわかればお知らせください。

○議長（山下敏二）泉谷ほけん課長。

○ほけん課長（泉谷 享）仁木町の平成24年度時点の特定世帯が93世帯ございまして、そのうち特定継続世帯になると予想される世帯についてはまだ精査してございませんけれども、その特定継続世帯につきましては、特定世帯が5年間継続を過ぎた以降3年間の部分を特定継続世帯といたしますので、その93世帯の中の何割かの方が特定継続世帯に該当してくるものと思われまます。

○議長（山下敏二）よろしいですか。他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔場内、挙手する者あり〕

○議長（山下敏二）まず、原案に反対者の発言を許します。上村君。

○7番（上村智恵子）国民健康保険法施行令の一部改正により、現行の軽減特例措置5年間、平等割2分の1を軽減率を縮減して、今度平等割4分の1として3年間延長するもので、特例措置期間5年を8年に延長することにはあえて反対はいたしません、軽減率縮減が負担増となります。軽減特例措置に必要な財源は、保険料の総額に組み込まれます。保険料にはね返るのであれば、現在の軽減率平等割2分の1を変えず、影響を受ける世帯の負担増を避けるべきだと思います。廃止されるべき後期高齢者医療制度を存続させたことから来る軽減特例措置の延長であり、軽減率縮減です。本来ならば財源措置するものであって、以上の理由からこの条例に反対いたします。

○議長（山下敏二）他に討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔場内、起立多数〕

○議長（山下敏二）「起立多数」です。

したがって、議案第4号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第15 議案第5号 仁木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長（山下敏二）日程第15、議案第5号『仁木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第5号でございます。

仁木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町後期高齢者医療に関す



る条例（平成20年仁木町条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成25年4月30日提出。仁木町長 三浦敏幸。

本件につきましても泉谷ほけん課長より詳細につきましてもご説明を申し上げますので、ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山下敏二）泉谷ほけん課長。

○ほけん課長（泉谷 享）議案第5号『仁木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定』について、ご説明申し上げます。

仁木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令、並びに地方税施行規則の一部を改正する省令が平成25年3月30日にそれぞれ公布されたことに伴い、本町後期高齢者医療に関する条例につきましても、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容につきまして申し上げます。1点目といたしましては、条例の第7条及び附則第3条中の％、記号の％表示を「パーセント」に改めるものでございます。2点目といたしまして、国税の見直しに合わせ、現在の低金利の状況に合わせて、納税者等の負担を軽減する観点から地方税に係る延滞金、還付加算金の利率を引き下げる改正でございます。

議案の改め文について、朗読いたします。仁木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。仁木町後期高齢者医療に関する条例（平成20年仁木町条例第20号）の一部を次のように改正する。第7条中「％」を「パーセント」に改める。附則第3条中「延滞金」の次に「年14.6％の割合及び」を加え、「％」を「パーセント」に、「各年の前年11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4％の割合を加算した割合をいう。以下同じ。」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条について同じ。」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1％未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「括弧特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改める。附則（施行期日）1、この条例は公布の日から施行する。ただし、附則第3条の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。（延滞金に関する経過措置）2、改正後の仁木町後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

次に、新旧対照表2ページ、参考資料として添付しております。内容につきましては、改文朗読のとおりとなっております。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『仁木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『仁木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

---

**休 憩 午後 1時50分**

**再 開 午後 1時51分**

---

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

---

**町 長 挨 拶**

---

○議長（山下敏二）三浦町長から発言の申し出がありますので、これを許します。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）平成25年第1回仁木町議会臨時会の閉会にあたりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

本臨時会に上程いたしましたすべての案件につきまして、提案どおりご承認・ご可決を賜り誠にありがとうございました。山下議長、横関副議長をはじめ、議員の皆さんに心より御礼を申し上げます。

私にとりましても最後の議会となり、何かしら感慨深いものがございます。振り返ってみますと、平成13年5月13日に町長を仰せつかって以来、今日まで定例会・臨時会を合わせて90回ほど開催されておりますが、おかげさまで1度も休むことなく務めることができました。今は、ただただ安堵感でいっぱいであり、虚心坦懐の心境であります。

就任当初から6年間は小泉純一郎総理大臣の時代であり、三位一体改革による地方交付税の大幅な削減や平成の大合併問題など、地方を取り巻く環境は悪化の一途をたどる険悪な状況にありました。本町は、財源の多くを国に依存しているといっても過言でない脆弱な財政状況であります。ですから、その立て直しが急務となり、議会並びに町民の皆さんの温かいご協力のもと、今日までひたすら取り組んできた12年

間でもありました。このような歳月の中、平成14年8月には役場職員による公営住宅の敷金・家賃の詐称事件が町民の方からの情報により発覚し、数か月間にわたっての警察の捜査と被害に遭われた関係者への謝罪、並びに町民の皆さんをはじめ議会への説明報告など、仁木町始まって以来の不祥事となり、伝統ある町の歴史に大きな傷をつける大失態に事務の管理と執行を司り、組織を統括する首長としての力量不足を痛感するとともに、深く反省をしたところであります。この経験から公金はもちろんのこと、各種団体の通帳や印鑑の管理なども含め、徹底した取組みの指示と現金は極力取り扱わないという振込方式に変えてきたところであります。偶然とはいえ困難な状況は重なるもので、平成16年には昭和29年の洞爺丸台風以来50年ぶりとなる台風18号が北海道に上陸し、本町を直撃しました。被害額が20億円を超え、町中が悲壮感でいっぱいとなりましたが、国や道をはじめ、自衛隊や町外各市町村の多くの援助をいただくとともに、町民のたゆみない努力がありまして、立ち直ることができました。このことが心に残る一つの取組みとなっております。

今こうして3期12年を振り返りましても、困難とも言える様々な出来事がありましたが、山下議長、横関副議長をはじめ、議員の皆様や歴代の議会議員の皆様、町民の皆様の大きなご指導とご支援はもとより、助役、副町長、収入役、教育長他、職員、歴代職員が一丸となって、浅学非才なこの私を支えてくれました。高い席からではありますが、心から感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

行政は、よく継続であるといろいろな場面で言われております。多くの行政課題や要望が多岐にわたり山積もしておりますが、4月21日執行の仁木町長選挙におきまして、佐藤聖一郎さんが多くの町民の皆さんのご支援のもと、見事無競争当選を果たされました。昭和50年生まれの37歳という青年町長の誕生であります。私の長男と同年でもあります。若さあふれるニューリーダーですから、新たな発想と斬新な感覚でこの果実とやすらぎの里づくりに邁進していただけるものと確信をいたしております。新町長には、健康にくれぐれもご留意されまして、仁木町の振興発展に思う存分頑張ってくださいと存じます。

結びに、山下議長、横関副議長をはじめ、議員の皆様におかれましては、何かと大変な時代を迎えておりますが、健康には十分ご留意の上、益々ご活躍されますよう切にお祈り申し上げまして、第1回仁木町議会臨時会閉会、並びに町長として3期12年、お世話になりました御礼のご挨拶とさせていただきます。長い間、誠にありがとうございました。

---

## 議 長 挨 拶

---

○議長（山下敏二）町長の挨拶が終わりました。

第1回臨時会を閉会するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。新年度最初の議会となりました本臨時会は、皆様のご協力により無事、閉会を迎えることができました。三浦町長にとっては、最後の議会ということもあり、その勇姿をもう見られなくなると思うと、一町民としても非常に残念でなりません。本当に長い間、お疲れ様でした。衷心より、感謝と御礼を申し上げます。

三浦町長は、平成13年5月から3期12年もの長きにわたり、仁木町長として多くの苦難を乗り越え、今の仁木町の礎を築き上げていただきました。三浦町長が就任当初から、政策目標とされておりました「魅

力ある、住みよい、心豊かなふれあいを大切にする、協働まちづくり」まさに町民と行政が一体となり、町づくりを進めるという民主主義の規範となる政策目標でございます。私は議会の議長として約8年間、立場の違いこそあれ、仁木町行政に携わる者として、行動を共にし今日までまいりました。「艱難汝を玉にす」と申しますが、役場一筋、行政のプロとして我が仁木町の発展に全力を挙げて取り組んできたそのご功績は言葉には言い尽くせません。三浦町長には、退任後も仁木町の先導者として、その豊かな経験と豊富な知識を持って、これからも仁木町を支えていただければ幸いです。

結びにあたりまして、三浦町長の第二の人生が、そして新町長を迎える仁木町の未来が明るく輝いたものでありますようご祈念申し上げ、閉会にあたってのご挨拶といたします。

---

## 閉 会 宣 告

---

○議長（山下敏二）お諮りします。

本臨時会の会議に付された事件は、すべて終了しました。したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により閉会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会はこれで閉会することに決定しました。これで、本日の会議を閉じます。

平成25年第1回仁木町議会臨時会を閉会します。ご審議、大変ご苦労様でした。

---

閉 会 午後 2時00分

---

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成25年第1回仁木町議会臨時会議決結果表

会 期 平成25年4月30日（1日間）  
 （開会～午前10時30分／閉会～午後2時00分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
承認第1号	専決処分事項の承認について 平成24年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第4号）	H25.4.30	承認可決
承認第2号	専決処分事項の承認について 平成24年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）	H25.4.30	承認可決
承認第3号	専決処分事項の承認について 平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）	H25.4.30	承認可決
承認第4号	専決処分事項の承認について 平成24年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）	H25.4.30	承認可決
議案第1号	平成25年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）	H25.4.30	原案可決
議案第2号	平成25年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	H25.4.30	原案可決
議案第3号	仁木町税条例の一部を改正する条例制定について	H25.4.30	原案可決
議案第4号	仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	H25.4.30	原案可決
議案第5号	仁木町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について	H25.4.30	原案可決